



# 山形県公報

平成22年9月24日（金）  
第2180号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）… 991
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（最上総合支庁農村計画課）… 992
- 土砂災害警戒区域の指定……………（砂防・災害対策課）… 同
- 同……………（同）… 993
- 同……………（同）… 994
- 同……………（同）… 996
- 同……………（同）… 997
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………（同）… 998
- 同……………（同）… 999
- 同……………（同）…1000
- 同……………（同）…1001
- 同……………（同）…1002
- 宅地建物取引業法に基づく処分をするための聴聞……………（建築住宅課）…1003

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（最上総合支庁地域振興課）… 同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）… 同
- 同……………（同）…1004
- 家畜人工授精に関する講習会の実施……………（畜産課）…1006
- 家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施……………（同）… 同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）… 同
- 同……………（庄内総合支庁建築課）…1008
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（監査委員）…1011
- 同……………（同）…1018
- 同……………（同）…1019

## 告 示

### 山形県告示第769号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地                     | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------------------|---------------------------------|-------------|-------------|
| 特定非営利活動法人ゆにぶろ<br>東置賜郡高島町大字竹森506-13 | 児童デイサービスふれ<br>東置賜郡高島町大字竹森506-13 | 児童デイサービス    | 平成22. 9. 13 |

**山形県告示第770号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、舟形町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|----------|---------|-----------------|
| 理 事      | 井 上 清 正 | 最上郡舟形町富田378番地 1 |

**山形県告示第771号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 前山沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 横沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 西の沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 手前沢－1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 手前沢－2       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 猪ノ沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 三左エ門沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 瀬戸の沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 一ノ倉沢1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 一ノ倉沢2       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 蒲沢1         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 蒲沢2         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 本蒲沢川        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 上台          | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 上台2         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

|      |          |         |
|------|----------|---------|
| 安沢－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 安沢－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 安沢2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蒲沢2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蒲沢1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蒲沢3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第772号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 日山沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 小林沢川        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 中満沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 上満沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 寺の沢－1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 寺の沢－2       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 前の沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 下満沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 萱場沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 野頭沢－1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 野頭沢－2       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 赤倉－1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 赤倉－2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 赤倉－3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤倉2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水上－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水上－2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水上－3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 市の沢1－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 市の沢1－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 市の沢2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 本城     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下沢原    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下沢原2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上沢原1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上沢原2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下満沢1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 細の原    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下満沢2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下満沢3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 月楯萱場   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第773号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 佐平沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 堤の沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| グンジ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 中の沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 長木沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 朽ノ木沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 中山沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 水上沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 上の沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 谷地ノ沢 1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 下村沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 高沢      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 内町－1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 内町－2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 内町－3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大池 1－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大池 1－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大池 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 以上沢 1－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 以上沢 1－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 以上沢 1－3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 以上沢 3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高沢      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町役場において縦覧に供する。

## 山形県告示第774号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 小和田－1       | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 小和田－2       | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 小和田－3       | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 小和田－4       | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 芦沢－1        | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 芦沢－2        | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 芦沢－3        | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 芦沢－4        | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 芦沢－5        | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 芦沢－6        | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 芦沢－7        | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 芦沢－8        | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 芦沢－9        | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 芦沢－10       | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 中沢－1        | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 中沢－2        | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 中沢－3        | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 中沢－4        | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 羽根沢－1       | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 羽根沢－2       | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 羽根沢2－1      | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| 羽根沢 2 - 2 | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 羽根沢 2 - 3 | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 羽根沢 2 - 4 | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 羽根沢 2 - 5 | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 羽根沢 2 - 6 | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 大芦沢 - 1   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 大芦沢 - 2   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 大芦沢 - 3   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 大芦沢 - 4   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 大芦沢 - 5   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 田の沢 - 1   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 田の沢 - 2   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 田の沢 - 3   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 田の沢 - 4   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 田の沢 - 5   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 小杉 - 1    | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 小杉 - 2    | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 新湊        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 日下        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに鮭川村役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第775号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 笠山1         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 笠山2         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 笠山3         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 杉ノ入         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 牛沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 白狐沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 楯山-1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 玉坂2         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 玉坂1-1       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 玉坂1-2       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 二俣          | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 楯山-2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 善光寺         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに庄内町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第776号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 前山沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 横沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 瀬戸の沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 一ノ倉沢2         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |



|      |          |         |
|------|----------|---------|
| 蒲沢1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 蒲沢2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 上台   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上台2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 安沢-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 安沢-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 安沢2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蒲沢2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蒲沢1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蒲沢3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第777号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 中満沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 上満沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 寺の沢-1         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 寺の沢-2         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 前の沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 下満沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 萱場沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 野頭沢-1         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 野頭沢－2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 赤倉－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤倉－2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤倉－3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤倉2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水上－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水上－2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 市の沢1－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 市の沢1－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 市の沢2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 本城     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下沢原    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下沢原2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上沢原1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上沢原2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下満沢1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 細の原    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下満沢2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下満沢3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 月楯萱場   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第778号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 佐平沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| ゲンジ沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 中の沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 朽ノ木沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 中山沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 谷地ノ沢1         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 下村沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 高沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 内町－1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 内町－2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 内町－3          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 大池1－1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 大池1－2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 大池2           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 以上沢1－1        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 以上沢1－2        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 以上沢1－3        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 以上沢3          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 高沢            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第779号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 新湊            | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 日下            | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに鮭川村役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第780号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 笠山1           | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 笠山2           | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 笠山3           | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 杉ノ入           | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 牛沢            | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 楯山-1          | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 玉坂2           | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 玉坂1-1         | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 玉坂1-2         | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 二俣            | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 楯山-2          | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 善光寺           | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに庄内町役場において縦覧に供する。

## 山形県告示第781号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、同法第15条第3項及び第35条第1項の規定に違反した者に対して同法第65条第2項の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成22年10月4日（月）午後4時から
- 2 場 所 山形市松波二丁目8番1号  
県庁10階1002会議室

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成22年9月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 エコワークス
  - (2) 代表者の氏名  
菅 龍太
  - (3) 主たる事務所の所在地  
最上郡最上町大字東法田116番地の4
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、環境と福祉を両立した循環型社会の構築と、廃棄物の再生事業と障害者の就労の確保を目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成23年1月24日まで縦覧に供する。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
成沢ショッピングセンター  
山形市成沢西五丁目3番2号
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称               | 住 所             | 代表者の氏名  |
|-------------------|-----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ   | 山形市あこや町三丁目8番9号  | 板 垣 宮 雄 |
| 株 式 会 社 須 藤 不 動 産 | 天童市久野本四丁目16番10号 | 須 藤 芳 男 |

(変更後)

| 名 称       | 住 所             | 代表者の氏名 |
|-----------|-----------------|--------|
| 株式会社ヤマザワ  | 山形市あこや町三丁目8番9号  | 板垣宮雄   |
| 株式会社須藤不動産 | 天童市東久野本一丁目1番12号 | 須藤芳男   |

## 3 変更年月日

平成21年12月7日

## 4 届出年月日

平成22年8月25日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年1月24日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成23年1月24日まで縦覧に供する。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

成沢ショッピングセンター

山形市成沢西五丁目3番2号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

株式会社須藤不動産 天童市東久野本一丁目1番12号

代表取締役社長 須藤芳男

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 4,161平方メートル

(変更後) 5,245平方メートル

## (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 195台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 265台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## ロ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 20台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 43台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## ハ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 284平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 312平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）56立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおりに）

（変更後）62立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおりに）

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

| 小売業を行う者      | 開店時刻  | 閉店時刻    |
|--------------|-------|---------|
| 株式会社ヤマザワ     | 午前9時  | 翌日の午前0時 |
| 株式会社ヤマザワ薬品   | 午前9時  | 午後10時   |
| 株式会社大創産業     | 午前10時 | 午後8時    |
| 有限会社ぶんぶん堂    | 午前10時 | 午後11時   |
| 有限会社メガネのスズキ  | 午前10時 | 午後7時30分 |
| 株式会社十一屋      | 午前9時  | 翌日の午前0時 |
| 橋本井園株式会社     | 午前9時  | 翌日の午前0時 |
| 株式会社プラザクリエイト | 午前9時  | 翌日の午前0時 |

（変更後）

| 小売業を行う者      | 開店時刻  | 閉店時刻    |
|--------------|-------|---------|
| 株式会社ヤマザワ     | 午前9時  | 翌日の午前0時 |
| 株式会社ヤマザワ薬品   | 午前9時  | 午後10時   |
| 株式会社大創産業     | 午前10時 | 午後8時    |
| 有限会社ぶんぶん堂    | 午前10時 | 午後11時   |
| 有限会社メガネのスズキ  | 午前10時 | 午後7時30分 |
| 株式会社十一屋      | 午前9時  | 翌日の午前0時 |
| 橋本井園株式会社     | 午前9時  | 翌日の午前0時 |
| 株式会社プラザクリエイト | 午前9時  | 翌日の午前0時 |
| 未定           | 午前9時  | 翌日の午前0時 |

4 変更年月日

平成23年4月26日

5 届出年月日

平成22年8月25日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年1月24日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

---

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり実施する。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 講習会の期間及び場所

- (1) 期 間 平成22年11月8日（月）から同年12月6日（月）まで
- (2) 場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地  
山形県農業総合研究センター畜産試験場

## 2 対象となる家畜の種類

牛

## 3 受講手続

受講願書を平成22年10月12日（火）までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に提出すること。

## 4 その他

詳細については、農林水産部畜産課又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

---

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による平成22年度家畜人工授精に関する講習会の修了者に対する修業試験を次のとおり実施する。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 試験の期間及び場所

- (1) 期 間 平成22年12月7日（火）から同月9日（木）まで
- (2) 場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地  
山形県農業総合研究センター畜産試験場

## 2 受験手続

受験願書を平成22年11月19日（金）までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に提出すること。

## 3 その他

詳細については、農林水産部畜産課又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



1 県営住宅の名称等

| 名 称              | 所 在 地                        | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    |                                    | 金 敷    | 摘 要                      |                                    |
|------------------|------------------------------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------------------------|------------------------------------|
|                  |                              | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |        |                          | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営春日アパ<br>ート3号   | 米沢市春日五丁<br>目2-43             | 3DK  | 75.6                          | 1          | 一般用 | 25,700                  | 29,700                             | 34,000                             | 38,300                             | 43,800                             | 50,500 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                    |
| 同 中田第二ア<br>パート1号 | 同 中田町901-<br>2               | 同    | 54.6                          | 1          | 同   | 13,000                  | 15,000                             | 17,200                             | 19,400                             | 22,200                             | 25,600 |                          |                                    |
| 同 2号             | 同                            | 同    | 55.7                          | 1          | 同   | 13,500                  | 15,600                             | 17,900                             | 20,100                             | 23,000                             | 26,600 |                          |                                    |
| 同 中田第一ア<br>パート3号 | 米沢市中田町<br>658-3              | 同    | 69.9                          | 1          | 同   | 23,000                  | 26,600                             | 30,400                             | 34,300                             | 39,200                             | 45,200 |                          |                                    |
| 同 大町アパ<br>ート     | 東置賜郡高島町<br>大字高島字町裏<br>695-12 | 同    | 58.0                          | 1          | 同   | 13,900                  | 16,100                             | 18,400                             | 20,800                             | 23,700                             | 27,400 |                          |                                    |
| 同 糠野目第二<br>アパート  | 同 福沢南21-2                    | 同    | 64.2                          | 1          | 同   | 17,300                  | 20,000                             | 22,900                             | 25,800                             | 29,500                             | 34,100 |                          |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

- (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成22年10月4日から同月8日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成22年10月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号  
山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成22年12月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成22年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名              | 称 | 所在地               | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    |                                    | 金 敷         | 摘 要                      |                                    |
|----------------|---|-------------------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|--------------------------|------------------------------------|
|                |   |                   | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |             |                          | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営茅原アパ<br>ート1号 |   | 鶴岡市茅原字草<br>見鶴16-1 | 3DK  | 63.5                          | 1          | 一般用 | 16,600<br>円             | 19,200<br>円                        | 21,900<br>円                        | 24,700<br>円                        | 28,300<br>円                        | 32,600<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                    |
| 同 川南アパ<br>ート1号 |   | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1  | 2DK  | 51.2                          | 1          | 同   | 15,500                  | 17,800                             | 20,400                             | 23,000                             | 26,300                             | 30,400      |                          |                                    |
| 同 4号(A)        |   | 同 1-4             | 3K   | 54.6                          | 8          | 同   | 16,600                  | 19,100                             | 21,900                             | 24,700                             | 28,200                             | 32,600      |                          |                                    |
| 同 4号(B)        |   | 同                 | 同    | 54.6                          | 2          | 同   | 16,600                  | 19,100                             | 21,900                             | 24,700                             | 28,200                             | 32,600      |                          |                                    |
| 同 北新町アパ<br>ート  |   | 同 北新町一<br>丁目1-58  | 2DK  | 55.0                          | 1          | 同   | 20,100                  | 23,200                             | 26,500                             | 29,900                             | 34,200                             | 39,500      |                          |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成22年10月5日から同月12日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は平成22年10月12日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形県すまい情報センター（庄内事務所）

## 5 入居の時期 平成22年12月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成20年5月20日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成22年9月2日付けで山形県知事から通知があった。

平成22年9月24日

山形県監査委員 野川政文  
 山形県監査委員 寒河江政好  
 山形県監査委員 小山壽夫  
 山形県監査委員 濱田宗一

| 外部監査<br>実施機関名         | 監 査 結 果                                                                                                                                                               | 措 置 の 内 容                                                                                                                                      |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務部<br>総合政策局<br>情報企画課 | <パソコンの実査><br>PC資産管理システムに登録されているが、<br>現物が存在しないものである。<br>各所属部局において端末の管理状況の把握が<br>常時行われているものではなく、それが管理主<br>管局の管理システムと一致しているとは必ずし<br>もいえない状況であり、管理情報の適時更新に<br>つき改善の余地がある。 | 平成22年8月に策定した「PC運用管<br>理手順」の中で、所属毎に「端末機器運<br>営担当者」を設置し所属内の配置PCと<br>利用者の把握を行うこととしている。                                                            |
| 総務部<br>総合政策局<br>情報企画課 | <パソコンの実査><br>PC資産管理システムに登録されているが、<br>現物が登録時以降変更されていると推定される<br>ものである。<br>情報企画課による一括調達管理が始まる平成<br>17年度までの間に、各部局での調達および機器<br>変更が行われたものと考えられる。                            | パソコン台帳と現状の突合せを平成20<br>年度に実施し、その後の変更について<br>は、定期的に台帳に反映させている。                                                                                   |
| 総務部<br>総合政策局<br>情報企画課 | <パソコンの実査><br>旧機器の廃棄について外部業者に引き取らせ<br>ており、この際の廃棄処分に係る内容報告等の<br>資料が管理されておらず、実機の処分やデータ<br>の消去等につき明確な回答を得られなかったも<br>のである。                                                 | 情報企画課で管理する基幹ネットワー<br>クに接続するパソコンの廃棄はすべて情<br>報企画課で行っている。各所属で独自に<br>管理する端末（業務専用端末等）につい<br>ては、廃棄ルールを含めた「PC運用管<br>理手順」を22年8月に策定し、運用管理<br>の徹底を図っている。 |
| 総務部<br>総合政策局<br>情報企画課 | <パソコンの実査><br>PC資産管理システムに登録されているOS<br>が、現物のものと異なっている。<br>PC資産管理システム導入以前に各所属部局<br>にて調達された端末については、管理者権限が<br>現場に付与されており同様の状況が起りうる<br>ものと推定される。                            | PC資産管理システム導入以前のパソ<br>コンにも当該システムを導入し、PC資<br>産管理システムで定期的に情報収集し、<br>設定の変更等があった場合は、その都度<br>パソコン台帳を修正している。                                          |
| 総務部<br>総合政策局<br>情報企画課 | <パソコンの実査><br>PC資産管理システムに登録されているが、<br>現物がネットワーク接続されていないものがあ<br>る。                                                                                                      | 平成20年度にパソコン台帳と現状の突<br>合せを行い、平成21年6月に利用者状況<br>調査を実施し、確認している。                                                                                    |
| 総務部<br>総合政策局<br>情報企画課 | <パソコンの実査><br>PC資産管理システムに登録されているが、<br>現物が遊休資産となっており利用されていな<br>い。端末の主な利用者が異動等により不在とな<br>り、その後の事務処理が適切に行われず余剰資<br>産となったものと考えられる。                                         | 平成20年度にパソコン台帳と現状の突<br>合せを行い、平成21年6月に利用者状況<br>調査を実施し、確認している。                                                                                    |

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                       |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>総務部<br/>総合政策局<br/>情報企画課</p> | <p>&lt;情報システムのセキュリティ&gt;<br/>山形県情報セキュリティポリシーには見直し・改訂に係る規定がなく、策定されてから約5年間、公式的には見直し・改訂作業が実施されていなかった。必要に応じた見直し（含む組織変更）が規定されない場合、本来は（見直しの結果として）セキュリティポリシーに反映すべき内容が漏れ、情報資産を保護するための指針等となるセキュリティポリシーとしての実効性が低下するリスクがある。</p> <p>現在改訂中の山形県情報セキュリティポリシーにおいて次の事項を検討することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じた見直しを行う旨を記載する。</li> <li>・見直した結果の改訂履歴を作成する。</li> </ul>                                                                                  | <p>平成20年3月改正の山形県情報セキュリティポリシーにおいて、「情報セキュリティポリシーについて情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、並びに情報セキュリティに関する状況の変化等をふまえ、必要があると認めた場合、その見直しを行うもの」と定めた。また、附則に改訂履歴を記載することとした。</p> |
| <p>総務部<br/>総合政策局<br/>情報企画課</p> | <p>&lt;情報システムのセキュリティ&gt;<br/>外部委託先との契約書は調査した情報システムについて作成されている。個人情報を取扱う情報システムについては、「個人情報特記事項」を委託契約書に添付している。しかしながら、外部委託先が山形県情報セキュリティポリシーを遵守する旨は記載されていない。また、外部委託先が独自で設定している情報セキュリティポリシーが山形県の設定している基準に達しているかも明確になっていない。</p> <p>運用管理業務、保守業務等県庁の本番環境に直接アクセスする機会の多い委託業務においては、契約書上で山形県情報セキュリティポリシーへの遵守を規定する、あるいは、遵守すべき情報セキュリティを別添等で提示することが特に必要である。あるいは、外部委託先が独自で情報セキュリティポリシーを定め、それに基づいて作業を行うならば、外部委託先の情報セキュリティポリシーを事前に提出させ、その内容の網羅性、適切性等を主管課及び情報企画課で確認する必要がある。</p> | <p>山形県情報セキュリティポリシーへの遵守規定を設けた標準契約書を作成し、契約時に適用している。</p>                                                                                                 |
| <p>総務部<br/>総合政策局<br/>情報企画課</p> | <p>&lt;情報システムのセキュリティ&gt;<br/>山形県情報セキュリティポリシーにおいて、バックアップデータの保管場所までの基準は定めていない。</p> <p>山形県情報セキュリティポリシーあるいは関連規程類において、バックアップデータの保管場所について基準を設けるべきである。遠隔地保管が望ましいが、少なくともマシン室外（コンピュータ機器が設置されている部屋と物理的に遮断された室内）での保管を義務付けるべきである。</p>                                                                                                                                                                                                                                  | <p>バックアップ媒体の保管・管理については、災害等を想定して情報システムが置かれている場所から離れた通常時は施錠された部屋やキャビネ等で保管し、紛失等を速やかに検知するために柵卸し管理を定期的実施するよう、各情報システム所管課に対して新たに通知した。</p>                    |

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                | <p>現在、マシン室内のみでバックアップデータが保管されている情報システムについては、大災害等によってマシン室が被災した場合、情報システムが復旧できなくなるリスクが相当程度あることを認識し、対策を検討すべきである。</p>                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                |
| <p>総務部<br/>総合政策局<br/>情報企画課</p> | <p>&lt;情報システムのセキュリティ&gt;<br/>山形県情報セキュリティポリシーにおいて、論理的アクセスコントロール（ID、パスワードの管理）について、基本方針までは定めているが、具体的な管理基準について定めていない。論理的セキュリティの技術的な脆弱性はなりすましによる不正利用、その結果として情報改ざん、情報漏えいのリスクは相当程度残ることとなる。<br/>改定中の山形県情報セキュリティポリシーにおいて、論理的アクセスコントロールの技術的基準を明確にして、個別に論理的アクセスコントロールを設定する情報システムにその実装を求めるべきである。</p> | <p>平成20年3月改正の山形県情報セキュリティポリシーにおいて「情報システムごとにアクセスする権限のない職員等がアクセスできないように、ICカード、ユーザID等によりシステム上制限」するよう定めている。また、システムの論理的アクセスコントロールの技術的基準を示すほか、システム構築、改修時に情報企画課が関与する中でその趣旨を徹底していく。</p> |
| <p>総務部<br/>総合政策局<br/>情報企画課</p> | <p>&lt;情報システムのセキュリティ&gt;<br/>情報システムへの変更を行うための保守について標準的な手順がない。<br/>正当性のないプログラムが本番環境へリリースされること等によって不測の事態を起こすリスクがあることを認識し、各情報システムで対応を検討・実施すべきである。</p>                                                                                                                                       | <p>システム変更に伴うリスクを抑えるため、プログラム改修を行う場合の標準的な手順を定めた。</p>                                                                                                                             |
| <p>健康福祉部<br/>健康福祉企画課</p>       | <p>&lt;情報システムのセキュリティーCシステム&gt;<br/>情報システムに関わる規程類（運用管理要領、運用作業/報告の手順、ID・パスワード等セキュリティに関する規定、障害報告手順等）が作成されておらず、情報システムの運営が適切に行われることが検証できない状況である。<br/>少なくとも主管課および外部委託先が行っている作業に係る情報システム管理規程類は課として正式な文書として策定すべきである。</p>                                                                         | <p>健康福祉企画課及び委託先業者が行う作業に関する運用管理規程及び基幹ネットワーク障害対応マニュアルを平成22年8月に策定した。</p>                                                                                                          |
| <p>健康福祉部<br/>健康福祉企画課</p>       | <p>&lt;情報システムのセキュリティーCシステム&gt;<br/>バックアップをDATに記録し、サーバに付設されたDAT格納装置の中で保管している。したがって、災害等によりサーバが転倒・破壊した段階で、情報システム本体とバックアップの双方が滅失して復旧不可能になるリスクがあり、マシン室内にバックアップを保管する（サーバ本体とは別に）場合と比べて、復旧不可能になる可能性はより高くなる。<br/>バックアップはサーバとは別に保管すべきであり、早急に対応する必要がある。</p>                                         | <p>定期的にMOにバックアップして、サーバとは別に保管することとした。</p>                                                                                                                                       |

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                       |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 健康福祉部<br>健康福祉企画課 | <p>&lt;情報システムのセキュリティーCシステム&gt;<br/>職員が昼間外出しているため情報システムへの入力ができないことを考慮し、情報システムの稼働時間を当日午前5時から翌日午前3時までと設定している（22時間稼働）。また、土曜日、日曜日にも基本的には稼働する設定になっている。</p> <p>一般的に、深夜、早朝等周辺に同僚等がいない状況は、不正な操作を行い易い環境と考えられており、必要以上に長い時間の情報システムの稼働は、個人データ等重要情報の漏えいリスクを高める要因になり得る。</p> <p>ログ等を分析し、本当に必要な稼働時間を測定し、稼働時間設定の見直しを行うことが必要である。</p>                                                                                         | 平成20年9月より平日8時から22時までの稼働時間とし、土、日、休日は使用できないシステムとした。                     |
| 子育て推進部<br>子ども家庭課 | <p>&lt;情報システムのセキュリティーDシステム&gt;<br/>情報システムに関わる規程類（運用管理要領、運用作業／報告の手順、ID・パスワード等セキュリティーに関する規定、障害報告手順等）が作成されておらず、情報システムの運営が適切に行われることが検証できない状況である。</p> <p>少なくとも主管課および外部委託先が行っている作業に係る情報システム管理規程類は課として正式な文書として策定すべきである。</p>                                                                                                                                                                                      | 山形県情報セキュリティー基本方針及び山形県情報セキュリティーポリシー対策基準を参考にシステムの管理に関する規程を平成22年8月に策定した。 |
| 子育て推進部<br>子ども家庭課 | <p>&lt;情報システムのセキュリティーDシステム&gt;<br/>当システムのサーバはマシン室内ではなく、主管課の事務執務室内に設置されている。県庁の事務執務室は外部からも入室できる状況であり、入室が制限されたマシン室等に設置された場合に比べ、事故等による故障や破壊、あるいは、情報漏えいリスクが高くなる。</p> <p>情報保護の観点から設置場所の再検討が望まれるが、次期システムへの移行まで事務執務室内で設置する場合、次の管理的作業を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップを含んだ情報資産管理台帳（個人情報管理台帳）を早急に作成し、情報漏えいリスクの所在を明確にする。</li> <li>・情報漏えい防止を主たる目的とし、情報システムを使用したログを定期的に管理者が点検する。</li> </ul> | システムのサーバを情報企画課マシン室に移設した。                                              |



|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>総務部<br/>総合政策局<br/>情報企画課</p> | <p>&lt;情報システムのセキュリティーマシン室1&gt;<br/>当マシン室内で管理されているメインフレーム上及びサーバ上で稼動するシステムについては、マシン内に設置されている保管エリアのみにバックアップ媒体が置かれており、マシン室外での保管は行っていない。したがって、マシン室全体が被災等した場合、現行システムと共にバックアップも滅失し、システムが復旧できないリスクがある。</p> <p>大規模災害等によるマシン室全体の被災等に備え、バックアップ媒体を遠隔地保管とすることが望ましいが、少なくともマシン室外でのバックアップ保管を検討すべきである。マシン室外で保管する場合、バックアップ媒体の紛失、盗難、不正使用による情報漏えい等を防ぐために、通常時は施錠された部屋で保管し、棚卸し管理を行うべきである。</p> | <p>バックアップ媒体の保管・管理については、災害等を想定して情報システムが置かれている場所から離れた、通常時は施錠された部屋やキャビネ等で保管し、紛失等を速やかに検知するために棚卸し管理を定期的実施するよう、各情報システム所管課に対して通知した。</p> <p>現在、マシン室内でサーバ等とともにバックアップ媒体を保管しているシステムはない。</p> |
| <p>総務部<br/>総合政策局<br/>情報企画課</p> | <p>&lt;情報システムのセキュリティーマシン室1&gt;<br/>当マシン室内で保管されているバックアップ媒体について、その種類、ラベル、総数が把握されておらず、紛失等が発生した場合にそれを検知するための棚卸し管理が実施されていない。したがって、仮に個人情報が入っているバックアップ媒体が紛失あるいは盗難された場合、その事実自体が速やかには把握できないリスク（長期間、紛失あるいは盗難されたことが把握できず、紛失あるいは盗難に伴う二次的な事故（不正使用等）を防止できないリスク）がある。</p> <p>バックアップ媒体の種類、ラベル、総数を台帳管理し、定期的に棚卸し管理するべきである。</p>                                                             | <p>バックアップ媒体の保管・管理については、災害等を想定して情報システムが置かれている場所から離れた通常時は施錠された部屋やキャビネ等で保管し、紛失等を速やかに検知するために棚卸し管理を定期的実施するよう、各情報システム所管課に対して通知した。</p> <p>現在、マシン室内でサーバ等とともにバックアップ媒体を保管しているシステムはない。</p>  |
| <p>総務部<br/>総合政策局<br/>情報企画課</p> | <p>&lt;情報システムのセキュリティーマシン室1&gt;<br/>当マシン室の入退室時に、入室者、退室者は、電算室入室管理簿を記載することになっており、情報企画課の担当者が記載の有無をチェックすることになっている。しかしながら、電算室入室管理簿上にある「確認印」の大半は空白になっており、外見上は、情報企画課による確認がなされていないことになっており、不正な入室を検知できないリスクがある。</p> <p>しかるべき者が電算室入室管理簿を確認し、問題がなければ「確認印」を押印すべきである。</p>                                                                                                             | <p>平成20年4月から、「大型汎用電子計算組織等運営管理要領」に定める入退室手続きに従うべきことを徹底した。</p>                                                                                                                      |

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                            |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>県土整備部<br/>建設企画課</p> | <p>&lt;情報システムのセキュリティーマシン室2&gt;<br/>当マシン室内で管理されているサーバ上で稼動するシステムについては、サーバ近辺にバックアップ媒体が置かれており、マシン室外での保管は行っていない。したがって、マシン室全体が被災等した場合、現行システムと共にバックアップも滅失し、システムが復旧できないリスクがある。</p> <p>大規模災害等によるマシン室全体の被災等に備え、バックアップ媒体を遠隔地保管とすることが望ましいが、少なくともマシン室外でのバックアップ保管を検討すべきである。マシン室外で保管する場合、バックアップ媒体の紛失、盗難、不正使用による情報漏えい等を防ぐために、通常時は施錠された部屋で保管し、棚卸し管理を行うべきである。バックアップ媒体とサーバ本体とは隣接しているため、リスクは高い。対応は早く行うことが求められる。</p> | <p>マシン室と別の階に鍵付専用キャビネットを配置し、システム復旧に必要なバックアップ媒体を保管することとした。</p> <p>また、毎月1回、バックアップ媒体とバックアップ管理台帳との照合を行っている。</p> |
| <p>県土整備部<br/>建設企画課</p> | <p>&lt;情報システムのセキュリティーマシン室2&gt;<br/>当マシン室内で保管されているバックアップ媒体について、その種類、ラベル、総数が把握されておらず、紛失等が発生した場合にそれを検知するための棚卸し管理が実施されていない。したがって、仮に個人情報が入っているバックアップ媒体が紛失あるいは盗難された場合、その事実自体が速やかには把握できないリスク（長期間、紛失あるいは盗難されたことが把握できず、紛失あるいは盗難に伴う二次的な事故（不正使用等）を防止できないリスク）がある。</p> <p>バックアップ媒体の種類、ラベル、総数を台帳管理し、定期的に棚卸し管理するべきである。</p>                                                                                     | <p>各バックアップ媒体に見出しを付け、管理台帳により管理を行うこととした。</p> <p>また、毎月1回、バックアップ媒体とバックアップ管理台帳との照合を行っている。</p>                   |
| <p>県土整備部<br/>建設企画課</p> | <p>&lt;情報システムのセキュリティーマシン室2&gt;<br/>システムの点検等でマシン室内に外部委託先担当者が臨時入室（通常時は入室権限のない者の入室）する場合、入退室記録及びその確認は行なわれているが、作業報告書の内容が不十分である。</p> <p>SE作業報告書の中に臨時入室者の氏名等と行なった作業内容を記載させるように外部委託先に指導することが求められる。</p>                                                                                                                                                                                                  | <p>今後、運用業務委託契約の締結時に、臨時入室者の氏名や作業内容をSE作業報告書に記載又は添付することを義務付ける。</p> <p>なお、既に契約中のものについては、当面作業指示書により励行させた。</p>   |

|                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>教育庁<br/>高校教育課<br/>総務部総合政策局<br/>情報企画課</p> | <p>&lt;情報システムのセキュリティ&gt;<br/>(県立学校配備のパソコン)<br/>教職員の一人1台体制に実質的に不足している台数を算出してみると1,789台にのぼる。この不足台数分については、教職員が私物のパソコンを教育現場に持ち込んで賄っていると推測される。<br/>教育現場には大量の個人情報等ないし機密情報が多量に存在している。この情報が私物パソコンで処理されているわけである。パソコン不足は早急に解消し、私物のパソコン持ち込み使用は全面禁止されなければならない。</p> <p>(一元管理)<br/>すべてのパソコンを情報企画課の管理下に置き、一元管理すべきと考える。<br/>業務の特殊性から一元管理が適さず、別管理が必要な場合であっても、情報企画課がその管理の状況についてモニタリングをする必要がある。</p> | <p>(県立学校配備のパソコン)<br/>平成20年度にリユースパソコン(1,791台)を配備した。平成21年度には国庫補助による学校情報通信技術環境整備事業により当初整備を進めたリユースパソコンを更新し教員の一人1台パソコンを実現した。これに合わせて県立学校における情報セキュリティの指針を情報企画課と調整の上定め、私物パソコンの原則排除の他、情報資産の持ち出しの制限等ルールを徹底している。</p> <p>(一元管理)<br/>校務用LANに接続する教員一人1台のパソコンを管理する台帳を整備し、情報企画課において一元管理している。</p> |
| <p>総務部<br/>総合政策局<br/>情報企画課</p>              | <p>&lt;情報システムのセキュリティ&gt;<br/>パソコン内のハードディスクには、大量の機密データが蓄積されており、パソコンの盗難、紛失があった場合の損害は甚大である。<br/>機密漏えいのリスクを回避するには、内蔵ハードディスク内のデータを暗号化し直接読み取りできないようにする方法とか、内蔵ハードディスクにデータを保存させない方法(例：シンクライアントの利用)が考えられる。<br/>問題が表面化する前に速やかに対応できるよう、早急に検討すべきである。</p>                                                                                                                                    | <p>機密漏えい対策としては、平成20年3月改正の山形県情報セキュリティポリシーにおいて、パソコン等の情報資産を許可なく持ち出すことを禁止するほか、パソコンを第三者に不正に使用・閲覧されることがないように離席時の端末ロック、パスワードの厳重管理を職員の遵守事項として定めている。これについて、これまでに全職員を対象とした研修を実施し遵守事項を周知するとともに、「セキュリティチェックシート」による自己点検を実施し、遵守状況についてモニタリングすることで、パソコンの盗難、紛失等による機密漏えいのリスクを回避している。</p>           |
| <p>総務部<br/>総合政策局<br/>情報企画課</p>              | <p>&lt;情報システムの有効性&gt;<br/>各システムの設計や構築業務において、成果物として設計書、仕様書、セキュリティ方針、運用仕様書等をどのような記載内容・構成にすべきかについて定めている規程類、標準化文書等は、明確には存在しない。したがって、各情報システムが再構築される場合、文書成果物の記載内容等にバラツキが生じ、保守容易性を低下させるリスクがある。<br/>記載方法が標準化された設計書、仕様書類が整備されることによって、当該情報システムの設計や構築業務に参加しなかった技術者(委託先)が情報システムの内容・構成等を早期に正しく理解することが可能となり得る。</p>                                                                            | <p>情報システムの開発を外部業者に委託する際に標準となる企画書や仕様書、開発ドキュメントの作成要領を作成し、文書類の標準化を図った。</p>                                                                                                                                                                                                          |

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                | <p>よって、情報システムの設計・構築における文書類の成果物についてもフレームワークを早急に定めるべきである。</p>                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                            |
| <p>総務部<br/>総合政策局<br/>情報企画課</p> | <p>&lt;情報システムの有効性&gt;<br/>「山形県情報システム全体最適化計画」の中で、定量効果（単年度比較、トータルコスト比較）、定性効果が打ち出されているが、定期的にレビューし報告して行く仕組みや体制は明確になっていない。<br/>定量効果、定性効果を定期的にレビューし報告して行く仕組みや体制を明確にすることが強く求められる。<br/>計画と差異が生じた場合、その原因分析、対応方法、計画見直しの必要性の有無等を記載すべきである。レビューした結果は、県庁内だけでなく、（特に情報公開による問題がなければ）山形県民にもホームページ等を通じて公開されるべきであると考え。</p> | <p>「山形県情報システム全体最適化計画」において対象となったシステムの再構築は完了しており、その取組み成果については「山形県情報システム全体最適化計画（第二次）」のなかでまとめている。今後、第二次計画に基づき新たな取組みを進めることにしているが、取組状況について定期的に報告する実施体制としている。<br/>なお、取組み状況を定期的にホームページに公開していく。</p> |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成21年5月12日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成22年9月2日付けで山形県知事から通知があった。

平成22年9月24日

山形県監査委員 野 川 政 文  
 山形県監査委員 寒 河 江 政 好  
 山形県監査委員 小 山 壽 夫  
 山形県監査委員 濱 田 宗 一

| 外部監査実施機関名                                  | 監 査 結 果                                                                           | 措 置 の 内 容                                                                          |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>総務部管財課<br/>村山総合支庁<br/>総務企画部<br/>総務課</p> | <p>&lt;未利用資産&gt;<br/>元山形第10号公舎（土地）：（未利用による年間機会損失＝1,121千円）<br/>売却看板がない。</p>        | <p>平成21年5月15日に、売却物件である旨を周知する看板を設置した。</p>                                           |
| <p>総務部管財課<br/>村山総合支庁<br/>総務企画部<br/>総務課</p> | <p>&lt;未利用資産&gt;<br/>元山形第8号公舎（土地）：<br/>隣接住民が無断で花壇として利用。</p>                       | <p>平成21年6月29日に、売却物件である旨を周知する看板を設置した。</p>                                           |
| <p>総務部管財課<br/>村山総合支庁<br/>総務企画部<br/>総務課</p> | <p>&lt;未利用資産&gt;<br/>東原分庁舎（土地）：<br/>売却看板なし。草が生い茂る。</p>                            | <p>平成21年5月15日に、売却物件である旨を周知する看板を設置した。<br/>また、平成20年度中に除草を行ったが、今後も定期的に除草を行うこととする。</p> |
| <p>総務部管財課<br/>置賜総合支庁<br/>西置賜総務課</p>        | <p>&lt;未利用資産&gt;<br/>元県営住宅西団地（土地）：<br/>売却処分地としての県民への周知および無断利用の注意喚起のため看板設置は必要。</p> | <p>平成21年5月11日に、売却処分地の周知及び無断利用の注意喚起のための看板を設置した。</p>                                 |

|                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務部管財課<br>置賜総合支庁<br>総務企画部<br>総務課                                                          | <未利用資産><br>元米沢第1号職員アパート（土地）：<br>売却土地は、侵入が容易であり、また、往査時当日、無許可の車が敷地内に駐車されていたこともあり、看板設置と、関係者以外の立入りができないように、ロープやチェーンをかけておくべき。                                                                                                                                                                 | 平成21年5月14日に、売払い及び立入禁止の看板を設置したうえで、ロープを張り立入りを制限した。                                                                                                  |
| 総務部管財課<br>置賜総合支庁<br>総務企画部<br>総務課                                                          | <未利用資産><br>元米沢第2号職員アパート（土地）：<br>侵入が容易であり、また、往査時当日、見ず知らずの車が敷地内に駐車されていたこともあり、看板設置と、関係者以外の立入りができないように、徹底し、ロープやチェーンをかけておくべきと考える。                                                                                                                                                             | 平成21年5月14日に、売払い及び立入禁止の看板を設置したうえで、ロープを張り立入りを制限した。                                                                                                  |
| 総務部管財課<br>村山総合支庁<br>総務企画部<br>総務課                                                          | <未利用資産><br>医療増進施設用地（土地）：<br>現状、無断で駐車場利用されており、改善が必要なものとする。                                                                                                                                                                                                                                | 平成21年6月末に違法駐車車両を排除し、無断駐車禁止の措置をとった。                                                                                                                |
| 総務部管財課<br>企業局<br>総務企画課<br>病院事業局<br>県立病院課                                                  | <職員公舎><br>公舎料の算定について、規則等に則していない、低い価額による公舎料の設定および収納が年額で約18万円あった。職員公舎の公舎料が規則等に則していることを毎期確かめ、適正な公舎料を收受すべきである。                                                                                                                                                                               | 全ての職員公舎の公舎料の点検を実施した結果、指摘があった2件以外は適正であった。<br>また、指摘のあった2件については、平成21年4月分の公舎料から是正した。                                                                  |
| 総務部管財課                                                                                    | <財産台帳><br>名称が実態を表していないものがあった。                                                                                                                                                                                                                                                            | 平成21年3月13日に、台帳を実態を表す名称に変更した。                                                                                                                      |
| 総務部管財課<br>生活環境部<br>みどり自然課<br>危機管理・<br>暮らし安心局<br>危機管理課<br>商工観光部<br>工業振興課<br>県土整備部<br>都市計画課 | <有価証券に係る事務手続><br>証券等の管理について、公有財産規則等に規定された手続に則っていないものが4件あった。有価証券の保管・管理につき、県は規程等に基づいて速やかに事務手続を行うべきである。<br>山形県公有財産規則等での有価証券管理の規定は、有価証券の管理を会計管理者に一元化することにより地方自治法の主旨である最少の経費で最大の効果を生み出そうとするため、そして何より金庫保管となるため資産の保全を目的として定められたものである。<br>また、機構等の再編、名称変更等があった場合にも、証券保管部署である出納局へ連絡し一元管理することが望ましい。 | 指摘のあった4件については対応済みであり、今後とも山形県公有財産規則等が遵守されるよう指導していく。<br>（みどり自然課－22年6月17日、危機管理課－21年5月29日、工業振興課－21年1月26日、都市計画課－21年5月13日に、それぞれ有価証券等の保管・管理を会計管理者に依頼した。） |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成22年5月14日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成22年9月2日付で山形県知事から通知があった。

平成22年9月24日

山形県監査委員 野 川 政 文  
 山形県監査委員 寒 河 江 政 好  
 山形県監査委員 小 山 壽 夫  
 山形県監査委員 濱 田 宗 一

| 外部監査<br>実施機関名             | 監 査 結 果                                                                                                                                                                                                   | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県土整備部<br>管理課<br>建設企画課     | <p>&lt;損害賠償で生じた未収金&gt;<br/>収入計上の時期が不適切であった。いかに県の会計といえども、損害賠償金という特殊な債権において、債務承認されていない債権は計上しないのが相当である。</p>                                                                                                  | <p>契約時点においては契約約款に損害賠償に関する規定がなかったが、現在では契約約款の改正を行ない、談合等の不正行為があった場合には、契約額の20%（平成15年～18年度は10%）を違約金として業者が支払う旨の損害賠償予約条項を盛り込んでいる。</p>                                                                                                      |
| 農林水産部<br>農政企画課<br>エコ農業推進課 | <p>&lt;補助金返還未収金の不納欠損金&gt;<br/>補助金支払い後の金銭の流れについて、事実を徹底的に解明していないこと。今後同じような事件が生じないよう、金銭の流れに関する徹底した事実認識を実践していかなければならない。</p>                                                                                   | <p>農林水産部及び総合支庁に「山形県農林水産部補助金等適正化審査会」を設置し、事業実施主体の妥当性や事業計画について書類の審査に加えヒアリングや現地調査を行い、補助金交付決定に係る審査の徹底を図っている。また、「山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領」を定め、建設工事、機械等の購入、関係書類等について中間確認、完成確認検査、実績報告に係る現地調査を行い、補助事業の成果が交付決定の内容に適合しているかについて確認の徹底を図っている。</p> |
| 農林水産部<br>農政企画課<br>エコ農業推進課 | <p>&lt;補助金返還未収金の不納欠損金&gt;<br/>補助金を入手することだけを目的とした申請との疑惑がもたれるが、これを徹底的に払拭していないこと。まず、今後同じような事件が生じないよう、審査の段階で、補助金対象事業者の目的が補助金の入手ではないことの確証に努めなければならない。そして、万が一、事件が発生した場合、同疑惑を払拭するまで、徹底的に事実認識を実践していかなければならない。</p> | <p>既にも上記の措置を実施しており、今後同様の事態を生じさせないため、事業の計画、事業主体の妥当性、実績等を十分に確認する。</p>                                                                                                                                                                 |
| 農林水産部<br>農政企画課<br>エコ農業推進課 | <p>&lt;補助金返還未収金の不納欠損金&gt;<br/>国（東北農政局）に対しても、関与している責任（特に事業体を特認した責任）を迫るべきである。今後、万が一事件が発生した場合、事実を明確にし、そのうえで、国にも責任がある場合、国に対してその責任分担を主張しなければならない。すなわち、山形県民の損害を最小限にするため、国に対しても毅然とした対応をとることが必要である。</p>           | <p>今後同様の事態を生じさせないため、国と十分に連携して、事業の計画、事業主体の妥当性、実績等を確認する。</p>                                                                                                                                                                          |
| 庄内総合支庁<br>産業経済企画課         | <p>&lt;中小企業設備近代化資金&gt;<br/>貸付対象資産に係る事業を債務者が廃止したが、知事に変更申請（文書）を提出せず延納処理している。中小企業がある事業を廃止することは、中小企業の事業規模からは重大な変更であり、企業の倒産リスクが高まっている可能性があるものと考えるのが妥当である。したがって、知事への書面による報告義務は必ず履行されるべきものである。</p>               | <p>貸付対象資産に係る事業の廃止は債権保全上も重要な事項であり、引き続き定期的に債務者への電話連絡や訪問による状況把握に努め、届出事項がある場合は届出書の提出を指導していく。</p>                                                                                                                                        |

|                  |                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商工観光部<br>工業振興課   | <p>&lt;中小企業設備近代化資金&gt;<br/>時効等の法解釈を誤ったまま手続されている。滞納の発生している債権の時効起算日を、滞納発生日の翌日とすべきところ、金銭消費貸借契約書の最終償還期日の翌日からとしているケースを検出した。</p>                                                                                                 | <p>誤りのある時効管理表を修正した。<br/>今後とも、適正な時効管理に努める。</p>                                                                                                                                                                      |
| 子育て推進部<br>子ども家庭課 | <p>&lt;母子及び寡婦福祉資金&gt;<br/>一部の借用書が適切に保管されていない。早急に当該借用書の所在を明らかにすべきである。また、本件以外の貸付金（特に未収金部分があるもの）に係る借用書のうち、所在不明のものがないか総点検を行うべきである。そして再発防止のため、借用書等重要書類の保管手続についてすべての担当者が再確認するとともに、定期的な重要書類の点検を行うべきである。</p>                       | <p>各総合支庁に所在不明のものがないか総点検を行うよう口頭により指示した。<br/>また、重要書類の保管手続について再確認し、定期的な重要書類の点検を行うよう通知を行った。</p>                                                                                                                        |
| 子育て推進部<br>子ども家庭課 | <p>&lt;母子及び寡婦福祉資金&gt;<br/>滞納が発生している者に新たな貸付を行っている。母子福祉資金貸付基準に規定を置いて、負債の償還につき支障をきたしたものに貸付けを行わないよう排除しているが、県はこれに基づく手続を行っていない。</p>                                                                                              | <p>滞納が発生している者に新たな貸付を行わないよう、改めて総合支庁へ口頭により指示を行った。</p>                                                                                                                                                                |
| 子育て推進部<br>子ども家庭課 | <p>&lt;母子及び寡婦福祉資金&gt;<br/>貸付金を26ヶ月分一括で送金する手続ミスがあり、その後の返納処理に柔軟性が無い。県からの月次貸出を行う一方で、先払い部分の回収は一向に進まず、結局二重払いの状態となり、平成20年度末現在も当初先払い額の大部分が未収金として残っている結果となっている。</p>                                                                | <p>送金事務に対して、複数の担当によるチェック体制を強化するよう口頭により指示を行った。<br/>また、今後は返納処理を柔軟に行う。</p>                                                                                                                                            |
| 子育て推進部<br>子ども家庭課 | <p>&lt;児童扶養手当返納金&gt;<br/>返納金未納部分のある受給者がその後再度手当の支給を受けている。この点、返納金未納部分と将来の手当支給額とは相殺される関係にあることを、法は明らかにしている（法第31条）が、県は当該債権債務の相殺に係る実務を行った実績はない。</p>                                                                              | <p>受給申請者に返納金未納部分がある場合、手当支給時期に併せて返還計画を作成のうえ未納分の支払いを求めることとする手続き規定を新たに設けた。<br/>今後は、当該規定に基づき、手当支給時期に返還が行われるよう徹底していく。</p>                                                                                               |
| 子育て推進部<br>子ども家庭課 | <p>&lt;児童扶養手当返納金&gt;<br/>時効の認識を誤り、成立後数年間不納欠損処理が行われていない。債権管理担当者が時効期間について誤った理解のうえで処理し、消滅時効が成立しないよう規定等の記載を修正し、正しく運用しなければならない。また、期限未到来部分のある債務者に対しては、債務承認等保全手続を速やかに行うべきである。さらに当該消滅時効に限らず、最新の判例等をフォローした上で定期的な規定の見直しを行うべきである。</p> | <p>手続き規定の見直しを行った。<br/>（・債務者が分割された弁済金額についての履行を督促状の納入指定期限から1ヶ月以上怠ったときには、この債権の全部について延長された履行期限の繰上を行うこととした。<br/>・債務の履行が延滞した場合、債務承認書の提出を求めることとした。<br/>・消滅時効の起算時点について、分割納入の場合、繰上償還手続後に発行した納入通知書の納期限の翌日から起算して5年と明記した。）</p> |

|                  |                                                                                                    |                                                                                              |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 病院事業局<br>県立病院課   | ＜過年度医業未収金＞<br>県取扱要領における時効の規定を適時に更新していない。県は最新の判例等を各種規程等に反映するよう法的フォローを行った上で、定期的な規定等の見直しを行うことが肝要であろう。 | 今後は、法律改正や判例等の動向を踏まえ、適時適切な規定等の見直しを行う。                                                         |
| 健康福祉部<br>健康福祉企画課 | ＜生活保護費返還金＞<br>監査対象とした債務者について、債権の発生経緯等に関する詳細な記録が提示されなかった。過去において、担当者間の引き継ぎがうまくなされなかったことが原因と推測される。    | 平成22年3月開催の基準改定説明会において、各実施機関に対し、未収金のある廃止ケースについては文書保存年限5年経過後も廃棄しない等、担当者間の引き継ぎに留意するよう口頭で指導を行った。 |